

# 法人のお客様に対するインターネットバンキング不正取引被害の補償について

## 1. 補償限度額

1 契約につき、1 年間に 1 事故 1 0 0 0 万円を補償金額の上限とします。

※ 1 事故とは、同一の犯行による被害と当金庫が判定した事故をいいます。

※ 被害の発生状況や補償条件により補償金額が変わる場合があります。

※ 補償条件が遵守されていない場合は、補償を減額、もしくは補償の対象とならないと判断される場合もありますのであらかじめご了承ください。

## 2. 補償開始日

平成 2 7 年 1 2 月 1 日（火）以降に発生した被害

## 3. 補償条件

(1) 金庫が公表している推奨環境によるご利用

- ・ サポートが終了した OS（Windows XP など）やブラウザソフトを使用していないこと。
- ・ 電子証明書が使用できる環境の場合「電子証明書」を使用していること

(2) セキュリティ対策ソフトウェアの導入と最新の状態への更新

- ・ 当金庫が推奨するソフトウェアをはじめとする一般的なセキュリティ対策ソフトウェアを導入し、それを最新状態に更新していること

(3) インターネットバンキングに使用するパスワードの適切な管理

- ・ パスワードを定期的に変更していること
- ・ 紙に書いてパソコンに貼付したり、パソコンに保存していないこと、等。

## 4. 補償対象外となる場合（主な場合）

(1) 故意または重大な過失があった場合

- ・ 正当な理由なく、ID・パスワード等を他人に教えてしまった場合。
- ・ 一般的な方法でメール型のフィッシング詐欺に騙され、偽の画面に不用意に ID・パスワード等を入力してしまった場合。
- ・ 当金庫に対する被害状況等の説明において、重要な事項について虚偽や隠蔽等があった場合、等。

(2) 被害調査のご協力が得られない場合

- ・ 当金庫による被害状況等の調査にご協力いただけない場合
- ・ 当金庫や警察署への速やかな被害事実等の事情説明を行っていない場合、等。

(3) 法人の役員等による犯行の場合

- ・ 法人の役員、使用人または法人の役員の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、若しくは家事使用人が自ら行いまたは加担した場合

- (4) 他人に強要された場合
- (5) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

## 5. 補償金額

上記の補償条件の遵守状況及び被害に遭われた状況を踏まえ、個別の事案ごとに補償を検討させていただきます。

## 6. 被害に遭われたら

- (1) まずは「すがもネットバンキングセンター」またはお取引店にご連絡をお願いします。その際に以下のことをお伝えください。
  - ・お名前、口座名義、口座種類、口座番号、お取引店（すがもネットバンキングセンターへのご連絡の場合）
  - ・被害に気付かれた日時、気付かれた理由
  - ・被害金額
  - ・日中連絡可能なご連絡先とお電話番号
- (2) 最寄の警察署に被害のお届けをしてください。
- (3) 後日、当金庫担当者より詳細情報についてお聴きします。その際に補償条件等の確認をさせていただきます。（実際に訪問しパソコン等の端末を確認させていただく場合もございますのであらかじめご了承ください）。
- (4) インターネットバンキングの被害に遭ったパソコンでインターネットバンキングを利用しないでください。

## 7. お客様にお薦めするセキュリティ対策

- (1) パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はインターネットバンキングに限定していただくこと
- (2) 取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用していただくこと
- (3) 振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと
- (4) 不審なログイン履歴や身に覚えのない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していただくこと
- (5) 当日扱い都度振込停止機能のご利用

以上